



参議院議員選挙

7月21日(日)午前7時～午後8時

投票区の見直しを行い、新しい投票区になって3回目の選挙になります。投票所入場整理券をご確認のうえ、お間違えのないようお越しください。

投票区域図



投票区の区域一覧表

投票区	投票所施設(所在地)	町丁目区域
第1投票区	新町福祉会館(新町5-2-7)	新町2丁目(2~7番)、3丁目(2~12番)、4~6丁目
第2投票区	総合体育館(向台町5-4-20)	向台町3丁目(5番)、4丁目(1~5・11~14・18~22番)、5・6丁目
第3投票区	田無第四中学校(向台町2-14-9)	向台町1丁目(13~16・19・20番)、2丁目、3丁目(1~4・6~10番)、4丁目(6~10・15~17番) 新町1丁目(4~14番)、2丁目(1・8~10番)、3丁目(1番)
第4投票区	柳沢小学校(南町2-12-37)	南町1丁目(5~13番)、2丁目(2~22番)、3丁目(10~17番) 向台町1丁目(1~12・17・18番) 新町1丁目(1~3番) 柳沢5丁目(9・10・12~15番)
第5投票区	柳沢中学校(柳沢3-8-22)	柳沢2~4丁目、5丁目(1~8・11番)
第6投票区	東伏見小学校(東伏見6-1-28)	東伏見1丁目(7番・8番[9号]・12~18番)、2~6丁目
第7投票区	柳沢公民館(柳沢1-15-1)	柳沢1・6丁目 東伏見1丁目(1~6番・8番[1~8号]・9~11番) 保谷町2丁目(10~14番)、3丁目(6~16・19~26番)、4丁目(1~7番) 富士町6丁目(4~12番)
第8投票区	西東京市役所田無庁舎(南町5-6-13)	田無町2丁目(1番) 南町3丁目(1・2・18~25番)、4・5丁目、6丁目(1~5・11番)
第9投票区	芝久保児童館(芝久保町1-16-18)	南町6丁目(6~10番) 芝久保町1丁目
第10投票区	芝久保小学校(芝久保町3-7-1)	芝久保町2・3丁目
第11投票区	けやき小学校(芝久保町5-7-1)	田無町7丁目(3~13・17・18番) 芝久保町4・5丁目
第12投票区	田無第三中学校(西原町3-4-1)	西原町1丁目(7~9番)、2丁目(1~7番)、3~5丁目 緑町1丁目(1・3~8番)、2丁目(1番) 田無町4~6丁目、7丁目(1・2・14~16・19・20番) 西原町1丁目(1~6番) 緑町1丁目(2番)
第13投票区	田無小学校(田無町4-5-21)	田無町4~6丁目、7丁目(1・2・14~16・19・20番) 西原町1丁目(1~6番) 緑町1丁目(2番)

投票区	投票所施設(所在地)	町丁目区域
第14投票区	コール田無(田無町3-7-2)	田無町1丁目、2丁目(2~22番)、3丁目 南町1丁目(1~4・14・15番)、2丁目(1番)、3丁目(3~9番) 保谷町4丁目(8~12番)
第15投票区	北原児童館(北原町1-16-2)	北原町1丁目(1~37番)、2丁目(1~4・10~16番)、3丁目(1~5番) 保谷町5丁目 泉町1丁目(4~8番)
第16投票区	本町小学校(保谷町1-14-23)	保谷町1丁目(4~19番)、2丁目(1~9番)、3丁目(1~5・17・18番)、6丁目(1~22番) 富士町1丁目(1番[1~25号])、6丁目(1番) 中町6丁目(9・10番)
第17投票区	富士町市民集会所(富士町1-7-69)	富士町1丁目(2~5番・6番[1~9号]・7~16番)、2丁目(1・2・13番)、3丁目(1・2番)、4・5丁目、6丁目(2・3番)
第18投票区	なかまち保育園(中町4-4-16)	富士町2丁目(3~12番)、3丁目(3~9番) 中町3丁目(7~13番)、4・5丁目 東町5丁目、6丁目(6~9番)
第19投票区	明保中学校(東町1-1-24)	中町2丁目(4~7番)、3丁目(5・6番) 東町1~4丁目、6丁目(1~5・10番)
第20投票区	西東京市役所保谷庁舎(中町1-5-1)	中町1丁目、2丁目(1~3・8番)、3丁目(1~4・14番)、6丁目(1~8・11~13番) 泉町3丁目(11・12番)、5・6丁目 住吉町5丁目(7~13番)
第21投票区	泉小学校(泉町3-6-8)	保谷町1丁目(1~3番)、6丁目(23~25番) 泉町1丁目(1~3・9~17番)、2丁目、3丁目(1~10・13~17番)、4丁目 住吉町1丁目(1~6・14~21番)、6丁目(1~3・9~15番)
第22投票区	谷戸第二小学校(谷戸町1-17-27)	緑町3丁目(1~7番) 谷戸町1丁目、2丁目(1番[24・35~37・75号を除く]、2・3番)、3丁目(1~14番) 北原町1丁目(38・39番)、2丁目(5~9番)、3丁目(6番) 住吉町1丁目(7~13番)
第23投票区	みどり児童センター(緑町3-8-3)	緑町2丁目(2~21番)、3丁目(8番) 谷戸町2丁目(1番[24・35~37号]) ひばりが丘3丁目(1~5番)、4丁目
第24投票区	ひばりが丘公民館(ひばりが丘2-3-4)	谷戸町2丁目(1番[75号]、4~16番) ひばりが丘1丁目(4~12番)、2丁目、3丁目(6番)
第25投票区	すみよし保育園(住吉町3-14-14)	谷戸町3丁目(15~28番) 住吉町2~4丁目、5丁目(1~6番)・6丁目(4~8番) ひばりが丘1丁目(1~3・13~16番)
第26投票区	ひばりが丘北児童センター(ひばりが丘北1-6-8)	ひばりが丘北1丁目、2丁目(2~8番)、3・4丁目 栄町1丁目(8・9番)、2丁目(4~11番)
第27投票区	保谷第一小学校(下保谷1-4-4)	栄町1丁目(1~7・10~17番)、2丁目(1~3番)、3丁目(1・2番) 北町1丁目(1番) 下保谷1丁目、2丁目(1~5・8・9番)、5丁目(1~6・10・11・14番)
第28投票区	しもほうや保育園(下保谷3-8-15)	北町4丁目、5丁目(1~3・6~14番) 下保谷2丁目(6・7番)、3・4丁目、5丁目(7~9・12・13番)
第29投票区	青嵐中学校(北町2-13-17)	ひばりが丘北2丁目(1番) 栄町3丁目(3~8番) 北町1丁目(2~8番)、2・3丁目、5丁目(4・5番)、6丁目

住宅用火災警報器の設置・管理を



平成22年から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。住宅用火災警報器は、火災の煙や熱などを感知して音声や警報音で知らせるもので、火災の早期発見に大変有効です。まだ住宅用火災警報器を設置していない家庭は、火災から尊い命や財産を守るため、早めに設置しましょう。

◆住宅用火災警報器の維持管理

住宅用火災警報器は、いざというときにきちんと作動するよう、日ごろから手入れや点検をしましょう(月に1度は点検を)。

□手入れをしましょう

住宅用火災警報器にほこりが付くと感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布で拭き取りましょう。特に台所に取り付けた警報器は、油や煙などにより汚れが付きやすくなります。布に水やせっけん水などを浸し、

十分に絞ってから汚れを拭き取ってください。

□テストをしましょう

テストはボタンを押したり、ひもが付いているタイプのものはそれを引いたりして行うことができます。詳しくは、製品の取り扱い説明書をご覧ください。

□電池の交換時期

電池切れのときには、音声で知らせるタイプと、「ピッ…ピッ…」と警報音で知らせるタイプ、ランプが点滅するタイプなどがあります。このような場合は、新しい電池に交換してください。

□警報器本体の交換時期

本体の寿命は、おおむね10年です。設置後10年が経過したら新しい警報器に交換してください。

問 西東京消防署(☎042-421-0119)

◆危機管理室(☎042-438-4010)

違法駐車はみんなの迷惑～駐車場を利用しましょう～

違法駐車は交通渋滞や交通事故の原因になり、救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。

◆駐車車両による事故原因

- ◇駐車車両に衝突する事故(特に夜間)
- ◇駐車車両があるため進路変更した際の事故
- ◇駐車車両前後の飛び出し事故
- ◇駐車車両による歩行者などの発見の遅れによる事故[※]

車を駐車する際は、駐車場を利用するなど、ドライバーの皆さんのご協力をお願いします。

市では、「西東京市違法駐車等の防止に関する条例」により、田無駅周辺を違法駐車等防止重点実施地域に指定しています。この地域には、交通指導員を配置して、駐車を抑制する指導と啓発活動などを行っています。

◆道路管理課(☎042-438-4057)

鍵かけ運動 ～キーワードは「Key」～

◆侵入窃盗被害防止

- ◇短時間の外出でも、確実に「施錠」をしましょう。
- ◇お風呂やトイレの窓の施錠は忘れがちなので気を付けましょう。

◆車上ねらい被害防止

- ◇車から離れるときは、忘れずに「ドアロック」をしましょう。
- ◇車内にかばんや貴重品を放置しないようにしましょう。

◆自転車盗難被害防止

- ◇自転車から離れるときは、必ず「施錠」をしましょう。
- ◇自転車は路上に放置せず、駐輪場を利用しましょう。

◆田無警察署

(☎042-467-0110)

◆危機管理室

(☎042-438-4010)